

# 荻町から看板を無くする運動

荻町の環境を最も自然な形で保存して行くために、現在、種々雑多な阻害要因があり、それを取り除くために、あらゆる方法が考えられますが、地元住民として身近な事柄から対処する必要があることが話し合われました。

そこで、先ず、看板を無くする運動を、次の要領で行うことが、各業種別代表者との間で決定されました。是非、この趣旨をご理解くださり、荻町区民全体の足並みが揃うよう、ご協力ください。

荻町合掌集落が、「ふるさと」としての景観が末永く保たれ、観光客にいつまでも愛される荻町でありますよう皆さんで守りましょう。

## 記

使用してもよい看板（屋外・自家広告物）

### 1. 取付または設置場所

営業所（店舗、工場、民宿、旅館、事務所、展示館など）の建物あるいは敷地内。

※あくまでも自家広告物であり、野立ては認められない。

### 2. 設置出来る数

1つの営業所に1つ（専売品の規定のものは除く）

※門灯（いわゆる門灯で、小さなもの）に商号をを表示するぐらいはよい。

### 3. 大きさ、高さ

大きさは2㎡以内（なお、その裏側をすると合計4㎡となるが、その限りは認める）

高さは地上3mを超えてはならない。

### 4. 材質、構造

材質は、木、石、皮革（カワ）、毛皮類のいずれか、電光を内部に入れて、いわゆるネオン状のものは認められない。

### 5. 色彩

色はつや消しであること。

文字の色—白、黒、こげ茶色

地の地—素地、黒、こげ茶色

### 6. その他

① 駐車場に表示するものについては、駐車場を管理するために必要と認められるもので、高さ1.5mを超えない範囲で、丸太に統一する。色彩は「5. 色彩」に同じ。

② 「営業中」の案内板は、その他の文字は書かない限り認める。なお、木材に統一する。

③ 公園等に椅子を寄付し、その椅子に商号を入れるなどは、看板とみなし認められない。

④ 守る会で統一した道案内的な看板設置を認める。

（営業者の地区的ハンデイのあるものについては、2～3の看板を認める。久松、かんじゃ、与四郎、文助、天守閣、下ゴソ地区）

⑤ 景観をこわさない形のものを荻町区として設置する。

⑥ 電話ボックス、景観をそこなわないものを設置する。

⑦ 自動販売機場所を1カ所にまとめて設置するよう推進する。

この他、細部については、業種別に会合をもって決定する。

この取り決めの実施は、4月30日まで猶予する。

昭和55年 3月

荻町地区内業種別代表者  
荻町集落の自然環境を守る会  
白川村  
白川村教育委員会